図６　あなたが公務員倫理に関する内容がカリキュラムに組み込まれている研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。

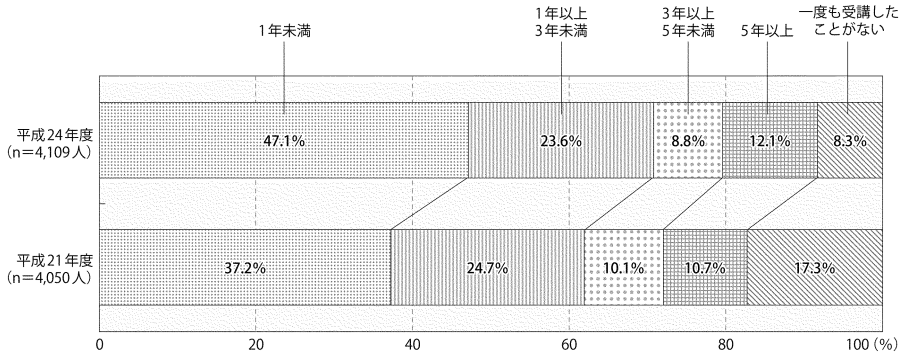
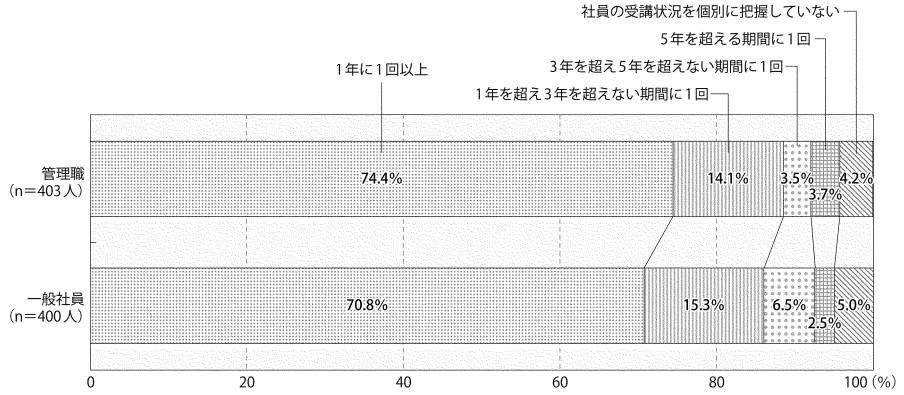


図７　貴社における社員の倫理の保持のための研修について、社員一人につきどのくらいの頻度で受講させていますか。管理職クラス、一般社員クラスのそれぞれについてお答えください。



キ　通報制度の積極的な活用等について（職員アンケート）

職員に対して、通報窓口の認知度について質問したところ、所属府省の通報窓口及び倫理審査会の通報窓口について、どちらかを知っていると回答した者と両方知っていると回答した者の割合の合計は70.4%となったが、倫理審査会の通報窓口を知っていると回答した者の割合の合計は29.5%にとどまり、どちらも知らないと回答した者の割合も29.6%であったことから、通報窓口、特に倫理審査会の通報窓口の更なる周知が必要であることが分かる結果となった（図８）。

また、通報制度がより一層活用されるために効果的であると思われる方策について質問したところ、「個人情報の秘匿は厳守されていること、通報者にとって不利益な取扱いをしないことなど、通報が適切に取り扱われていることをアピール」することが最も多い結果となった（図９）。

図８　倫理法・倫理規程に違反する行為についての通報窓口について、知っているものをお選びください。

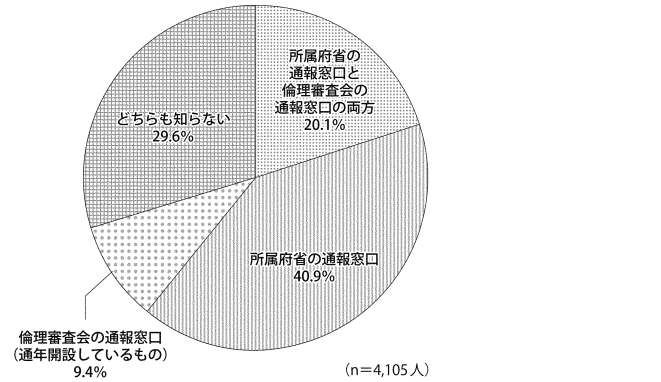
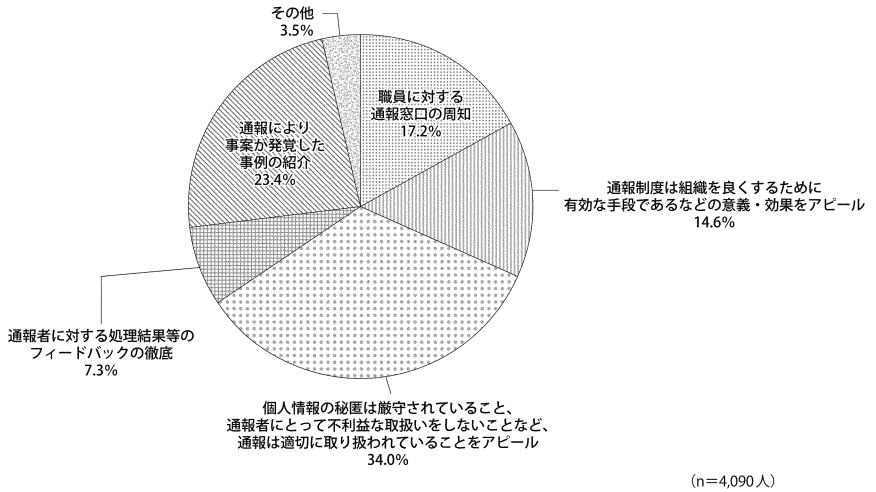


図９　通報制度がより一層活用されるためには、どのようにすれば良いと思いますか。最も効果的と思うものを１つお選びください。



第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

１　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

⑴　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき5,000円を超える贈与等を受けたときは、各四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。